

平成23年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成23年9月7日 午前10時00分 開会
午前11時39分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	杉 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子	代表監査委員	柴 田 修

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 9番 阿 古 和 彦 10番 溝 口 幸 夫

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報第5号 平成22年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第4 報第6号 平成22年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第5 認第1号 平成22年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第6 認第2号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第3号 平成22年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第4号 平成22年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第5号 平成22年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第6号 平成22年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第7号 平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第8号 平成22年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第9号 平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第10号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第11号 平成22年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第38号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第39号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第40号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議第41号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第42号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 議第43号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成23年第3回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、平成23年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。このたびの台風12号は葛城市では幸い大きな被害等は出ておりませんが、紀伊半島には大きな被害をもたらし、奈良県内でも、十津川村、五條市で死者・行方不明者が多数出ております。お亡くなりになられた方々に対し、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第21までの19議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告書の提出がありました。お手元に配付をいたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会委員長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付し、ご報告といたします。

次に、さきに行いました議会全員研修におきましては、東日本大震災の被災地である岩手県陸前高田市において、防災行政の課題と対策について、また世界遺産登録をされました中尊寺の文化財を有する平泉町において、文化財の防災対策と観光施策について視察研修を行ったところでございますが、その報告書が議長あてに提出されておりますので、ご報告いたします。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会及び特別委員会の審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務文教常任委員会より報告を願います。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の審査状況を報告いたします。

去る平成23年第2回定例会におきまして、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建て替えについてを当総務文教常任委員会の閉会中の継続審査とすることを議決いただき、平成23年8月10日に委員会を開催し、審査いたしました。その審査状況についてご報告を申し上げます。

審査内容は学校給食センターを寺口地内において、敷地面積が4,430平米に建設予定しており、建設面積については1,700平米、延べ床面積については2,300平米ぐらいで、4,500食程度の処理能力を持つ予定をしている。用地費及び建設概要合計で14億7,980万円の費用が必要であるとの報告がありました。建設工事日程については、平成24年10月には建設工事に着工し、平成26年7月ごろには竣工、9月には給食開始の予定という報告がありました。委員からは

財源を合併特例債を活用しての計画であるが、新市建設計画の変更等は行財政改革特別委員会で審査されることとなるが、できるだけ早い段階で事業内容を詳細に示していただき、協議願いたいとの意見がありました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建て替え計画について、建設地は現在のところで、東側隣接地の1,157平米を借用し、仮設園舎を建設する。現状のリズム室を除いた保育室5室、職員室1室、倉庫等の改築計画を進める予定である。また、建設概算費用については仮設園舎建築撤去費を含めて、建築費総合計で2億7,360万円である。また、改築工事予定については平成24年7月から8月に工事着手、仮設園舎建築、引っ越し、9月、旧園舎取り壊し、10月、改築園舎建築着工、平成25年7月に改築園舎完成、8月に改築園舎に引っ越し、仮設園舎取り壊し、土地の復旧をするという報告を受けました。意見では、国の有利な補助事業を模索いただき、積極的な活用をお願いするとの意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

西川議長 次に、民生水道常任委員会より報告をお願いします。

7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 おはようございます。民生水道常任委員会の閉会中の継続審査の審査状況について報告をいたします。

去る平成23年第2回定例会におきまして、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、当民生水道常任委員会の閉会中の継続審査とすることを議決いただきました。

平成23年8月4日に委員会を開催し、審査しておりますので、その審査の状況について報告を申し上げます。

審査の内容は本年10月から當麻クリーンセンターを解体するに伴い、北海道地区内で約400平米の民間の用地を事務所等の移転先として交渉中であり、仮の駐車場は付近にあります大和高田バイパス高架下に設ける予定である。続いて、焼却ごみの搬入の停止については、広報かつらぎにおいて市民への周知をするという報告がありました。更に、當麻地区の一般ごみの受け入れを新庄クリーンセンターで行う必要があるに当たり、10月以降24時間体制で炉の運転を行うため、炉の改修工事を行うとともに、体制の準備をしているという報告がありました。

以上で、民生水道常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

西川議長 次に、都市産業常任委員会より報告をお願いします。

9番、阿古君。

阿古都市産業常任委員長 閉会中の継続審査の審査状況を報告いたします。

去る平成23年第2回定例会におきまして、大相撲地方巡業葛城場所の開催について、当都市産業常任委員会の閉会中の継続審査とすることを議決いただき、平成23年7月27日に委員会を開催し、審査いたしました。その審査状況についてご報告申し上げます。

まず、市長より相撲協会から地方場所再開の第1回として、相撲発祥の地である葛城市でぜひ開催させてもらいたい旨の正式な申し出があり、これを受け、審査いたしました。

審査内容は、大相撲地方巡業葛城場所の開催に向け、審査を進めることになり、事業内容、

執行計画、予算について報告があり、今後も葛城場所開催に向け、引き続き審査を行うこととなりました。

以上で、都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

西川議長 次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会より報告をお願いします。

13番、川西君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 それでは、議長の命により報告をいたします。

第2回定例会以降の閉会中の新クリーンセンター建設事業特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成23年8月8日に開催し、審査をいたしております。

審査内容は新クリーンセンター建設に伴う進入路の用地について、地権者と契約締結し、當麻クリーンセンター解体工事着工の予定、期間について報告を受けました。また、新炉の熱回収、熱利用についても、10%にこだわらず、幅広く、柔軟に考えていただき、よりよい設計、また仕様書となるようお願いするという意見がありました。

以上で、新クリーンセンター建設事業特別委員会の報告といたします。

西川議長 最後に、行財政改革特別委員会より報告をお願いします。

10番、溝口君。

溝口行財政改革特別委員長 議長の指名により、行財政改革特別委員会の第2回定例会以降の開催についての審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成23年9月2日に開催し、審査をいたしました。

審査内容は先ほど総務文教常任委員長より葛城市学校給食センターの建設と新庄小学校附属幼稚園の改築の2事業について、前向きに進めていくという報告がありましたが、当委員会ではその財源について新市建設計画に組み込み、合併特例債を利用される計画との報告がありました。委員からは新市建設計画の見直しを行うと同時に、財政計画を見きわめる必要があるとの意見があり、早急に財政計画を提出いただきたいとの意見がありました。

以上で、行財政改革特別委員会の報告といたします。

西川議長 閉会中に開催されました委員会の経過報告については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）等につきましては、既に配付しております3件でございます。各所管において、取り扱いについてご協議をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年第3回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆様方の幸せづくりのためにご活躍いただいておりますことに対しましても、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

第でございます。

先ほど、議長からも申されましたとおり、さきの台風12号によりまして、葛城市は幸いにして被害がほとんどなく、ありがたいことだなというふうには思っておりましたけれども、紀伊半島、特に五條市、また十津川村におきまして、多大なる被害がありました。そこで、お亡くなりになりました皆さん方に心からご冥福を申し上げますとともに、いまだ大変な状況にある皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、昨日も五條市長の方に私の方から電話連絡をさせていただいたんですけれども、うちの方からお手伝いができることがあれば、何でも言っていただきたいということで、お話をさせていただきました。うちの方からは現在、消防署の署員が4名、現場の方に向かって活動をきのうからしております。いろいろと要請がありましたら、それに基づきまして、行動させていただくということをまずご報告をさせていただきます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件につきましては、報告案件を含めて、19件でございます。それぞれ、提案時におきまして、その都度、内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、阿古和彦君、10番、溝口幸夫君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 平成23年第3回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第5号と日程第4、報第6号の2議案につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の審査報告を受け、一括質疑のみ行います。

続きまして、日程第5、認第1号から日程第15、認第11号までの決算認定11議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の審査報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より3名ずつ選出をいただいた9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第38号と日程第17、議第39号の条例改正2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第38号につきましては総務文教常任委員会に、議第39号につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、日程第18、議第40号から日程第21、議第43号までの補正予算4議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、議第40号の一般会計補正予算については、それぞれの所管の各常任委員会に分割付託をいたします。

議第41号から議第43号までの3議案につきましては民生水道常任委員会に付託して、審査をお願いいたします。

以上で、1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月7日から28日までの22日間とし、9日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。12日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。13日午前9時30分から都市産業常任委員会、14日午前9時30分から民生水道常任委員会、15日午前9時30分から総務文教常任委員会、20日、21日、22日の3日間はいずれも午前9時30分から決算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いをいたします。26日、27日は予備日でございます。28日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

次に、意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、3件の提出がございました。それぞれの所管において、ご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は3回まで、一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上といたします。

皆様方のご理解とご協力をいただきまして、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月7日から28日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月7日から28日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第5号と日程第4、報第6号の以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に報第5号、平成22年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、地方公共団体は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて、議会に報告するとともに、住民に対し、公表することが義務づけられました。そして、健全化判断比率の公表に関する規定が平成20年4月から施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて、議会に報告するとともに、住民に対し、公表することとなっております。健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体はこの健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本市の健全化判断比率について、説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率でございます。この比率は一般会計等、すなわち本市においては一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額というものはないわけでございます。

2つ目の比率である連結実質赤字比率、この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字、資金不足は発生しておらず、その結果、この連結実質赤字額につきましても、ないわけでございます。

3つ目の比率である実質公債費比率、この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、平成20年度、21年度、22年度の3カ年平均で11.5%であり、これは早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率、この比率は一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合広域連合等をも含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合は84.0%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っておるわけでございます。

このように平成22年度決算に基づく健全化判断比率はいずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも、かなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。しかしながら、基金残高、市債の今後の状況を踏まえていけば、財政運営に当た

っては、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に、報第6号、平成22年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成22年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差し引き額は155万3,456円と黒字となっております。資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、歳入におきましては、一般会計から9億3,200万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

次に、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む、流動負債8,969万1,320円に対しまして、現金預金等の流動資産は24億4,496万9,858円でございます。流動資産が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後、水道事業基本計画、すなわち地域水道ビジョンに基づいて、老朽施設の耐震工事と改良、更新に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より報第5号と報第6号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田君。

柴田代表監査委員 おはようございます。ただいまご紹介いただきました柴田でございます。何分にも初めてのことでございます。ふなれでございますが、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから平成22年度葛城市財政健全化及び健全化審査の結果を報告いたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の方法は財政健全化審査については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、そして、経営健全化審査については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が市長から提出され、それぞれの比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成しているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。その結果、いずれも適正に作成されているとのおことを認めました。葛城市においては、健全化判断比率にかかる4項目の指標そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であります。今後、新市建設計画による事業の執行により、公債費が増加すること、また基金が減少すること等による財政状況を踏まえ、より一層の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

今後とも、行財政改革を積極的に推進されるとともに、平成20年度より導入されている行

政評価システムを有効に活用して、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について、徹底した削減、合理化に努められることを望みます。また、民間企業の活用により、地域経済の活性化によって、少しでも新たなる財源が確保できるよう市税等の収納率の向上を図り、適切な自主財源を確保し、より健全で効率的な行政運営を推進されるよう要望するものであります。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告といたします。葛城市監査委員、柴田修。同じく南要。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

西川議長 以上で、監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本議案については、法の規定により、報告のみでございますので、ご了承を願います。

次に、日程第5、認第1号から日程第15、認第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました認第1号から認第11号までの11議案につきまして、一括して提案理由を説明申し上げます。

まず、認第1号、平成22年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は134億1,156万1,926円で、予算現額に対する収入率は98.3%でございます。また、歳出決算額は126億945万2,159円で、予算現額に対する執行率は92.4%となっております。歳入歳出差し引き残額は8億210万9,767円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,307万9,051円を差し引いた実質収支額は6億8,903万716円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、4億8,389万9,000円の増額となっております、平成22年度末の現在高は25億6,538万5,000円となっております。

次に、認第2号、平成22年度葛城市国民健康保険特別会計決算に認定についてでございますが、歳入決算額は35億8,711万3,456円で予算現額に対する収入率は100.1%でございます。また、歳出決算額は34億7,904万4,827円で、予算現額に対する執行率は97.0%となっております。歳入歳出差し引き残額は1億806万8,629円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては1,000円の増となっております、平成22年度末の現在高は52万2,000円となっております。

次に、認第3号、平成22年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は448万6,990円で、予算現額に対する収入率は80.1%でございます。また、歳出決算額は448万6,990円で、予算現額に対する執行率は80.1%となっております。歳入歳出差

し引き残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。なお、葛城市老人保健特別会計は平成23年3月31日で廃止となっております。

次に、認第4号、平成22年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では歳入決算額は17億8,963万9,889円で、予算現額に対する収入率は99.5%でございます。また、歳出決算額は17億4,835万290円で、予算現額に対する執行率は97.2%となっております。歳入歳出差し引き残額は4,128万9,599円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては2,164万6,000円の増となっております、平成22年度末の現在高は1億4,829万6,000円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに1,753万6,922円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに89.0%でございます。歳入歳出差し引き残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、平成22年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は16億4,187万594円で、予算現額に対する執行率は92.3%でございます。また、歳出決算額は16億4,031万7,138円でございます、予算現額に対する執行率は92.2%となっております。歳入歳出差し引き残額は155万3,456円でございます、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成22年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2億7,467万2,900円で、予算現額に対する収入率は99.4%でございます。また、歳出決算額は2億7,457万6,807円でございます、予算現額に対する執行率は99.4%となっております。歳入歳出差し引き残額は9万6,093円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は96万6,661円で予算現額に対する収入率は119.3%でございます。また、歳出決算額は80万2,525円で、予算現額に対する執行率は99.1%となっております。歳入歳出差し引き残額は16万4,136円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号、平成22年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は998万4,628円でございます、予算現額に対する執行率は239.4%でございます。また、歳出決算額は211万4,818円で、予算現額に対する執行率は50.7%となっております。歳入歳出の差し引き額は786万9,810円となっております、実質収支も同額でございます。なお、基金の増減につきましては1万7,000円の減となっております、平成22年度末の現在高は2億215万4,000円となっております。

次に、認第9号、平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,281万3,561円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに82.8%でございます。歳入歳出差し引き残額はゼロ円で、実質収支も同額でございます。

次に、認第10号、平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2億6,429万2,724円で、予算現額に対する収入率は99.0%でございます。また、歳出決算額は2億6,393万3,024円で、予算現額に対する執行率は98.8%とな

っております。歳入歳出差し引き残額は35万9,700円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第11号、平成22年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億9,335万9,574円でございます。一方、水道事業費用は6億5,672万2,355円でございます。予算現額に対する収入率は104.7%でございます。一方、水道事業費用は6億5,672万2,355円でございます。予算現額に対する執行率は90.5%となっております。なお、決算額そのものには消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億3,246万2,264円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は6,285万1,726円でございます。予算現額に対する収入率は112.5%でございます。一方、支出額は2億2,979万4,204円でございます。予算現額に対する執行率は81.7%となっております。また、この資本的収支における1億6,694万2,478円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より認第1号から認第11号まで、以上11議案に決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田君。

柴田代表監査委員 それでは、ただいまから平成22年度葛城市一般会計、各種特別会計並びに水道事業会計の決算審査結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の方法は市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係諸帳簿と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討いたし、あわせて必要に応じて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出、決算及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、また、予算の執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の全般にわたって、収入未済額が恒常的に生じている傾向となっております。過年度分を含む滞納金の徴収については平成21年度から延滞金も厳格に徴収され、平成22年度も引き続き、早期収納に向け、取り組まれた結果、収入未済額が前年度より減少しており、その成果が着実にあらわれていることを評価するものですが、市税をはじめ、負担金、使用料、手数料等の収入未済額については、歳入の確保と負担の公平を期する上から、滞納の理由、状況について十分に分析した上で、より効果的な収納対策を講じ、早期収納に向けて、なお一層の努力を願うものであります。また、不納欠損については、実態の把握に努めるとともに、関係法令等に基づき、時効中断の 절차를適時行うなど、安易に時効完成による不納欠損処分を行わないよう厳正に事務を執行されるよう望みます。

また、今後、多様化する公共サービスの向上と行政構造の効率化を実現するために民間活

力を利用して、専門知識やノウハウを活かし、包括的に業務を委託するアウトソーシングの活用についても検討されることを望みます。

職員研修については、資質向上のため、各研修所や企業での研修に取り組まれているが、今後、更に課長や中堅クラスの研修や市内民間企業への長期研修もふやし、研修成果を行政に活用されることを望みます。

公民館等での各種教室については、その目的、効果、必要性を見きわめ、実績を十分に検証した上で、重複教室の統廃合を含め、検討されるように望みます。

また、各種事業補助や団体補助などの補助事業の執行についても、補助の目的、効果、必要性を十分見きわめ、補助金の増額、減額を含め、適正に執行されるように望みます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化の進行により、医療費や介護認定に伴う事業量の増加が見込まれます。市民が健康で長生きできるよう疾病の予防に重点を置いた保険事業や地域支援事業の推進を図られるよう望むものであります。

水道事業会計については、万全な経営計画のもと、安定した財政基盤を堅持し、さらなる経費の節減、事業の効率化を図られるとともに、地震災害対策にも配慮され、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

本年度の一般会計決算の前年度との比較では、歳入歳出ともに増加の決算となっており、実質収支は黒字となっております。また、性質別経費では主に人件費、扶助費、繰出金等が増加し、物件費、公債費、補助費等が主に減少している状況です。本年度は厳しい財政状況の中であって、主要事業として、尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業、地域循環型社会形成推進事業を始め、道路、街路、まちづくり交付金事業や土地改良事業、下水道事業等の普通建設事業が執行されており、全般的に見て順調な決算と言えるが、繰り越しされているものもあり、早期完了を望みます。財政指標では財政力指数が少し悪化しているものの、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率は若干好転しています。また、基金の現在高は積立により、前年度より増加している状況であります。

一方、本年3月11日に発生した東日本大震災、また急激な円高により、日本経済の景気の動向が不透明で、本市においても、その先行きは不安定な状況にあります。三位一体の改革により、地方交付税等、経常一般財源は減少の一途にあり、一方で医療費を始め、扶助費、各会計への繰出金、新市建設計画に定める事業の執行により、本市の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いていると言えます。このような内外の厳しい社会経済情勢のもとであって、本市では子どもたちを始め、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、各種施策の推進に取り組んでいかなければなりません。

本市では、行政改革大綱に沿って、事務事業の整理合理化、民間委託を推進し、組織機構の再編化、定員管理と給与の適正化及び経費の節減、合理化等、財政の健全化に全庁で取り組まれているところであります。更に、この監査結果を踏まえて、効率的で質の高い市政運営を実現するために、新たな税財源の創設に努められるとともに、将来を展望した計画的な財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最少の経費で最大の効

果があるよう取り組まれ、公平で透明な行政運営に努められるよう望むものであります。そして、住民の健康と福祉の増進に一層努められるよう願うものであります。

以上、審査の結果を報告いたします。葛城市監査委員、柴田修。同じく南要。

以上でございます。よろしく願いいたします。

西川議長 以上で、監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本11議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時29分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告をいたします。

決算特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、吉村優子君。以上であります。

次に、日程第16、議第38号及び日程第17、議第39号、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第38号及び議第39号の2議案につき、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第38号、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、最初に税条例規定のうち、法律等において明確に規定され、地方団体ごとの選択判断の余地のないものについては、法律を引用すること等により、条文

を簡素化する改正で、本案公布の日から施行するものでございます。

次に、罰則規定の見直しにより、過料が3万円から10万円に引き上げられたことによる改正で、本案公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものでございます。

次に、個人市民税に関する改正として、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、平成23年1月1日以後に支出する寄附金から該当になります。本改正部分につきましては、本案公布の日から施行するものでございます。

最後も個人市民税に関する改正として、上場株式等にかかわる配当所得及び譲渡所得等の1.8%の軽減税率を平成23年12月31日から2年間延長し、平成25年12月31日までとなることとさせていただきます。本改正部分につきましては、本案公布の日から施行するものでございます。

続いて、議第39号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して、適用されることとなったことに伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、遺族の対象者として、配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもおられない場合において、死亡当時、その方と同居、または生計を同じくしておられた方に限り、兄弟、姉妹に対しても、災害弔慰金を支給するものでございます。公布の日から施行し、平成23年3月11日から遡及適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第38号については総務文教常任委員会へ、議第39号については民生水道常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第18、議第40号から日程第21、議第43号まで、以上4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第40号から議第43号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第40号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,329万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億6,281万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費では地域振興事業補助金等のまちづくり事業一括交付金への組み替え、民生費では地域の居場所づくり推進事業費、衛生費では当麻クリーンセ

ンター事務所移転等に係る経費、農林商工費では戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費及び土地改良施設維持管理適正化事業費の追加、土木費では街路事業費の追加、まちづくり交付金事業国庫補助金返還金、教育費では新庄幼稚園園舎改築に伴う設計等委託料でございます。

次に、議第41号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,274万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億674万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、平成22年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金及び後期高齢者支援金の追加等でございます。

次に、議第42号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,129万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,439万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、前年度決算によるものでございまして、歳入につきましては繰越金の追加でございます。歳出につきましては基金積立金及び償還金の追加でございます。

最後に、議第43号、平成23年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,046万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入につきましては、霊苑使用料の減額及び繰越金の追加でございます。歳出につきましては、霊苑内古墳陥没に伴う修繕料及び霊苑整備基金積立金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第40号の関係部分については総務文教常任委員会に、議第40号の関係部分及び議第41号から議第43号の4議案については民生水道常任委員会に、更に議第40号の関係部分については都市産業常任委員会へ付託し、審査をお願いいたします。

西川議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9月9日、12日、28日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から都市産業常任委員会、14日午前9時30分から民生水道常任委

員会、15日午前9時30分から総務文教常任委員会、20日、21、22、それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願いたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午前11時39分